



2022年5月13日

各 位

会社名 戸田建設株式会社
代表者名 代表取締役社長 大谷 清介
(コード：1860 東証プライム)
問合せ先 執行役員 財務・IR部長 三輪 要
(TEL. 03-3535-1357)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部変更に関する議案を2022年6月29日開催予定の第99回定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条【電子提供措置等】は、株主総会参考資料等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。また、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を新設するものであります。
- (2) 株主総会資料の電子提供制度導入に伴い、現行定款第15条【株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供】の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (3) 上記の新設と削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現行定款	変更案
第3章 株主総会 第15条 <u>【株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供】</u> <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに</u>	第3章 株主総会 (削除)

現行定款	変更案
<p data-bbox="252 282 786 394"><u>従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p data-bbox="480 450 555 483">(新設)</p> <p data-bbox="480 882 555 916">(新設)</p> <p data-bbox="480 927 555 960">(新設)</p> <p data-bbox="480 1397 555 1431">(新設)</p>	<p data-bbox="839 450 1201 483"><u>第 15 条 【電子提供措置等】</u></p> <p data-bbox="866 495 1404 607"><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p data-bbox="866 618 1404 819"><u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p data-bbox="839 882 898 916"><u>附則</u></p> <p data-bbox="839 927 1430 1386"><u>第 1 条 定款第 15 条の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第 70 号)附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日 (以下「施行日」という。) から効力を生ずるものとする。ただし、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 15 条【株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供】は、なお効力を有する。</u></p> <p data-bbox="839 1397 1430 1554"><u>第 2 条 前条および本条は、施行日から 6 か月を経過した日または前条の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 2022 年 6 月 29 日
定款変更の効力発生予定日 2022 年 6 月 29 日

以 上